

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 健康福祉部 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	法令番号	昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号		
手続名	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可の更新	根拠条項	第 3 9 条第 4 項		
審査基準	<p>高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>当該更新については、「高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可」の審査基準に準じて行うものとする。</p> <p>ただし、構造設備等に変更があった場合には、必要に応じて現地調査を行う。</p>				
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課
		標準処理期間		2 0 日	目次
		標準経由期間		日	5 1